

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月13日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市西区中広町 3 - 3 - 2 3
氏名	大東建託株式会社 広島 支店
	支店長 秦 行裕
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-295-5528
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大東建託株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市西区中広町 3 - 3 - 2 3
計画期間	令和6年 4 月 1 日 から 令和7年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D 0 6 総合工事業
②事業の規模	12,978百万円（前年度完工高）
③従業員数	149人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 → 脱水・調質改良 → 改良土として再生利用又は埋立 がれき類 → 破碎 → 再生砕石として再生利用 廃プラスチック → 破碎、圧縮梱包 → 原料、燃料として再生利用 → 埋立 金属くず → 切断、破碎 → 原料として再利用 紙くず → 圧縮梱包 → 製紙原料等として再生利用 木くず → 破碎 → チップ・燃料等として再生利用 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず → 破碎 → 再利用または埋立

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(5 年度) 実績量
計画:今年度(6 年度) 計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		現状		計画		現状		現状		現状		現状		現状		現状	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	491.5	458.9									491.5	458.9	1	1	4.8	4.5				
紙くず	136.4	127.3									136.4	127.3	0	0	0.1	0.1				
木くず	1454.1	1357.7									1454.1	1357.7	0	0	1066.1	995.4				
繊維くず	2.8	2.6									2.8	2.6	0	0	0	0				
動植物性残さ																				
動物系固形不棄物																				
ゴムくず																				
金属くず	106.6	99.5									106.6	99.5	0	0	0	0				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1248.6	1615.7									1248.6	1615.7	862.5	805.3	343.7	320.9				
鉱さい																				
がれき類	1381.3	1289.7									1381.3	1289.7	174.6	163.1	384.7	359.2				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石膏ボード	217.5	203.1									217.5	203.1	52.6	49.1	105.4	98.4				
コンクリート破片	1759.9	1643.1									1759.9	1643.1	878.4	820.2	877.7	819.5				
アスファルト・コンクリート破片	205.9	192.2									205.9	192.2	7.6	7.1	171.7	160.3				
【石綿含有】ガラス・コンクリート・陶磁器	70	65.4									70	65.4	0	0	0	0				
【石綿含有】がれき類	7.4	6.9									7.4	6.9	0	0	0	0				
合計	7082	7062.1	0	0	0	0	0	0	0	0	7082	7062.1	1976.7	1845.8	2954.2	2758.3	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

本 社	・全社的な廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・全社的な廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定 ・廃棄物処理計画の作成
支店 (責任者)	・支店における廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・支店における廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定 ・廃棄物処理計画の作成
支店 (担当者)	・産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・産廃協力業者に対する教育、指導 ・委託契約の締結、契約書の管理 ・その他関係する事項

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・電子マニフェストの導入。 ・古紙のゼロエミッションの取り組み。 ・協力業者へ分別の指導・教育を実施。 ・解体現場に於ける金属くずの産廃処理量を削減する。 ・広域認定での再資源化促進。 ・端材の有効利用による処分量削減。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・古紙のゼロエミッションの取り組み。 ・協力業者へ分別の指導・教育を実施。 ・解体現場に於ける金属くずの産廃処理量を削減する。 ・広域認定での再資源化促進。 ・端材の有効利用による処分量削減。 ・工場生産によるパネル化で現場加工を削減。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。 ・狭小現場での分別の仕組みをつくる。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。 ・現場作業、現場加工の削減。